

- 1 -

に50%の税率に達する人にとっては、上の部分から財780万円となるから、一次相続で配偶者に振って相産がなくなるので、100



昨年十一月、「岡崎から岡濱にわたる。設立記念礼を授けしニナガキ」が毎月開催された。各界を代表する専門家が「岡濱な相統を阻む問題点を討議」という共通したテーマで講演をした。11月19日に開催された第一回セミナーでは、日本相統会副会長である税理士の平川茂氏が講師を務め、「税法が招く争族と事業承継の現場から」のタイトルで約2時間の講演を行った。同氏は、相統会の課税状況、相続税・贈与税の基礎的な仕組みについての解説を

(注) 配偶者が取得した財産のうち、1億6000万円が法定相続分のどちらか多い金額までは、配偶者の税額軽減制度により税金がかかりません。

不動産投資をし たいすることは 少ないであろう 。だからもっと と若くは世代に早 め財産を移転 する制度。つま り相続の時期を 選べる制度が必要となる。人の 死によって財 産を移転するの ではかたて、早 め財産を移転 め財産を移転	制度。ただし、 制度は贈与し る格で相続税 の格で相続税 の格で贈与し る格で贈与し る格で贈与し
--	---

長男が相続時精算課税制度を使って、自社株式を一度に移転して、次男が暦年課税制度を使って現金を移転に分けて移転した場合、ケース２は二人とも暦年課税制度を使って数年に分けて移転した場合で、ある。全体の財産は、つまり、「お兄ちゃん」が精算課税を使って一度に白く社株を移転しようとする、おれは利になどとすな、とか、という現象が起る。これを意図して口でいくら言っても、口でいくら言っても、知らずに相続時精算課税制度を使って自社株式を一度に移転する場合は、事業継承対策として有効であつても、その結果、共同で相続する人たちが不利になる。一人もあるが、注意がある。全体の財産は、

借者恒額		一次・二次合計	
税額	財産合計	税額	
175万円	1億円	650万円	
175万円	1億円	550万円	
(合計)		(合計)	
350万円	2億円	1500万円	
700万円	1億円	930万円	
700万円	1億円	890万円	
(合計)		(合計)	
1400万円	2億円	1780万円	
8000万円	5億円	1億2520万円	
8600万円	5億円	1億2520万円	
(合計)		(合計)	
1億3800万円	10億円	3億4450万円	
1億2420万円	9億円	2億7405万円	
1380万円	1億円	3045万円	
(合計)		(合計)	
1億3800万円	3億円	3億4450万円	

方が税金が安いじゃないか」といふことになる。ところが全員の財産が大きくなる、何も無い場合の相続税が3億100万円であって、2億円贈与して、同じ9730万円の税金が生ずる、もうリタイアした人財産が移転しても、家を新に取得し、その財産を元手に事業効果がある期待できる。経済効果が期待できる。相続が発生し、もうリタイアした人財産が移転して、残り2500万円まで非課税で贈与でき、残りは20%の税率で仮払税金を払って、2666万円になる。その1人分早く使わせてあげようという意味がある。

できるチャンスをつう。
「100万円は少ない。
うちは何十億円も財産
がある」と言う人がいる
が、相続発生時に50%の税
率で課税される人の場合
は、100万円に対して毎
年も浮き彫りになる。
らの贈与には100万円が
使えの、複合型で検討
するのもよい。
相続時特種課税制度と歴
年課税の適用事例を図表3
のよつて比較すると、問題
と930万円なのに対し、
長男が暦年課税を使うケ
れぞれ705万円ずつとい
う計算になる。ケースと
比較すると、次男は同じ
うに暦年課税で贈与する
も、長男が積立課税を使
うと930万円なのに対し、
長男が暦年課税を使うケ

日といふ「名」が表わしている。一次相続の「債」の半分を長男が取得する。残りの半分を「次」相続で長男が相続するといふもの。
 この分割を比較した場合、合計相続額は同じだが、②の税額を見てもらうと、同一財産を取得したとしても、少ない場合と多い場合とで適用される税率が違ってくる。

贈与税がかかり、その後、残りの3億円を子供2人に相続すると、相続税が5800万円かかり、合計で1億5500万円となる。これだと、「何ももないほうがよかった。相続が発生するその子供あとの孫は40歳

利があるが、使わなかったらその年で権利を放棄したことになる。例えば、一人あたり100万円の基礎控除があつて10年分合計で1000万円の金額となるが、それを使わなければ100万円減る。その間では100万円の暦年課税は使えないからもう貯蓄は他人のなから。ただし、長男は100万円が使える。つまり、おさんからの贈与に精算課税使つても、おじの100万円の贈与を受益する。つまり、おさんからの贈与は次男よりも300万円税負担が軽減される。

ケース2は同じように500万円の贈与を受けるが、二人とも精算課税を使わず10年間かけて贈与を受益する。

初めの3人は法定相続分であり、事例3では法定相続分とおり相続して、事例4は、子Dが長男で事業承継者であるようなケースで、9億も、実態は、事例4の場合同じで、税金が3割となり、財源が7割となり、事業以外に財産が1億

[illegible][illegible][illegible]

●相続税と贈与税の
税額比較

図表とは、どのような形で
贈与をしたかという参考に
していただければよい。

また、この場合の基礎控除額は、
受取人（子）が同一くんの親である
ことにより、1億円の親族に100
万円を生前に「タテマツク」す
る相続税は2億7千万円とな
り、合わせると3億80万円の税額となるので、贈与をした方が税金が安くなる。つまり、財産の大きい人
々贈与対策は、事業承継対策の検討のひとつとなる。

「また、この制度を使うのにすくなく神経を使い、やりださぬ」という先生も多いでない。せうか作つてくれた制度で、高齢化社会に対応して300万円贈与して税金を

男は贈与に精算課税を使つてゐるが、5000万円

の贈與財産が、1億円の相続財産に加算されて、相続税は1億5000万円で計算されるため、長男は結果的

交えながら、
事業承継対策
としての自社
株移転プラン

税理士・平川茂氏

「税法が招く争族と事業承継の現場から」

年55万円税金を安くする権利があるので、その権利を放棄することになる。

弊社は毎年11月に入る

産より盛田で、贈与でそれ
それぞれ500.0万円ずつ、合
わせて1盛田の財産を移転
しているので、相続時の財